

建設常任委員会記録

令和3年12月13日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前11時03分

○出席委員（6名）

6番 蛭名正樹委員 10番 野村太郎委員 14番 松橋武史委員
16番 小田桐慶二委員 18番 石岡千鶴子委員 26番 田中元委員

○出席理事者（7名）

建設部長 花岡 哲 建設部理事 佐藤久男
都市整備部長 天内隆範 都市計画課長 福士一之
上下水道部長 坂田一幸 上下水道部営業課長 柳田尚美
上下水道部総務課長 田中知巳

○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名良平 書記 外崎容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（野村太郎委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

議案第102号 弘前市手数料条例及び弘前市建築審査会条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） まず、議案第102号弘前市手数料条例及び弘前市建築審査会条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡 哲） 議案第102号弘前市手数料条例及び弘前市建築審査会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案第102号は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の手続きが見直されたことから、当該手続きに関わる手数料の額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、資料2の弘前市手数料条例及び弘前市建築審査会条例改正説明資料を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

改正内容の前に、まず、資料2の1になりますが、長期優良住宅法の概要について御説明いたします。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律、いわゆる長期優良住宅法は、住宅取得に係る負担軽減や地球環境への負荷低減のために、従来のスクラップ・アンド・ビルド型社会から、ストック活用型社会への転換を目的として、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅を普及させるため、平成21年度に施行されたものであります。

次に、2に入りますが、条例改正の概要について御説明いたします。

長期優良住宅法等の一部改正に伴い、これまでの認定手続の一部が廃止され、新たな手続が創設されたことから、これに対応する審査手数料を定めるなど、弘前市手数料条例を一部改正するものであります。

また、今回の法改正に伴い、長期優良型総合設計の容積率の特例許可制度が創設され、許可を行う際に建築審査会の同意が必要となることから、これに対応するため、弘前市建築審査会条例を一部改正するものであります。

次に、弘前市手数料条例の一部改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も御参照して下さるようお願いいたします。新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとする部分となっております。

資料2の1ページに戻りまして、(1)は、長期優良住宅建築等計画認定・変更認定申請に係る部分で、新旧対照表の1ページから24ページにかけての別表67の2の項及び67の3の項の改正であります。

一つ目は、登録住宅性能評価機関、いわゆる評価機関が交付する書面を活用した認定手続の合理化に伴い、手数料を改定しようとするものです。

法改正前の認定申請方法は、評価機関が交付する技術的審査適合証を添付する方法、同じく評価機関が交付する住宅性能評価書を添付する方法、及びこれらの書類を添付しない方法の3種類の方法がありました。

このたびの改正により、技術的審査適合証を添付する方法及び住宅性能評価書を添付する方法が廃止され、新たに、長期使用構造等確認書または長期使用構造等であることが記載された住宅性能評価書を添付する方法、及びこの書類を添付しない方法の2種類に再編されました。

これに伴いまして、これまでの技術的審査適合証を添付する方法、住宅性能評価書を添付する方法の2種類の認定申請方法に係る手数料を削除するとともに、新たな認定申請方法に対応する手数料を定めるものです。

続いて、資料3の認定申請方法別の手数料額新旧対照表を御覧願います。この表の左側が改正後のもので、右側が改正前のものとなっております。改正前の青色の部分が廃止され、改正後の赤色の部分が新たに規定する部分です。

手数料額の一例を申し上げますと、緑色の着色部分でございますが、一戸建ての住宅の新築の場合で、改正前の(a)の認定申請方法による場合は6,000円、(b)の認定申請方法による場合は1万5000円ですが、改正後の(d)の認定申請方法による場合は1万2000円となるものです。これらの手数料の額の違いは、市が行う審査項目の違いによるものであります。

なお、(c)の書類を添付しない方法の手数料額については、審査の所要時間に変更がないことから改正は行わないものであります。また、新たな認定申請方法による手数料額は、国から示された審査の想定所要時間に職員の平均時間単価を乗じて得た額にそのほかの経費を加えて算出したものであります。

次に、資料2の2ページをお開き願います。

二つ目は、区分所有住宅である共同住宅、いわゆる分譲マンションにおける認定申請方法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。分譲マンションの認定方法が、これまでの住戸ごとの認定から住棟全体の認定に改正されました。

これまでは、区分所有者がそれぞれの住戸の認定を受ける仕組みとなっていたことから、総住戸数の区分に応じて定める金額を認定申請する戸数で除して得た額としていましたが、法改正後は、分譲事業者などが住棟全体を一括で認定を受ける仕組みとなることから、認定申請する戸数で除して得た額という文言を削除し、総住戸数の区分に応じて定める金額とするものであります。新旧対照表では、3ページ、10ページ、14ページ、21ページの部分になります。

また、総住戸数の区分に応じて定める金額を認定申請する戸数で除して得た額とすることを前提に規定していた25ページから26ページにかけての備考第6号、第7号、第9号を削除し、第8号の括弧書きの部分削除するものです。

次に、資料2の2ページにまた戻りまして、(2)は、長期優良住宅法の一部改正に伴い、長期優良型総合設計の場合の容積率の特例許可制度が創設されたことから、この申請に関わる手数料を新旧対照表の25ページの別表67の6の項に新たに規定しようとするものであります。

手数料の額については、国から示された審査の想定所要時間から、既に弘前市手数料条例に規定されている建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度と同一であることから、同額の16万円とするものであります。

次に、(3)は、法改正前に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定等の申請に関わる手数料に関する規定で、新旧対照表の26ページの備考第7号に新たに規定しようとするものであります。

改正法により、改正前の長期優良住宅法、いわゆる旧法の規定に基づき既に認定されていたものの変更認定等の手続については、旧法の規定が適用されることになっております。

ただ、旧法の規定に基づく変更認定等の申請であっても、法改正後の審査所要時間と同じになることから、条例改正後の手数料を適用する旨を規定するものであります。

次に、(4)は、条項ずれ及び字句の修正部分の改正を行うものです。

次に、弘前市建築審査会条例の改正内容について御説明いたしますので、資料2の3ページ及び新旧対照表の27ページをお開き願います。

長期優良住宅法の一部改正に伴い、先ほど御説明いたしました容積率の特例許可を行う際に、建築審査会の同意が必要となりました。これに対応するため、弘前市建築審査会条例第4条第1号及び第2号を改正し、建築基準法の規定によるもののほか、他法令により準用される場合も審査会の会議を招集する旨を規定するものです。

最後に、附則において本条例の施行期日及び経過措置を規定しております。

施行期日は、改正法の施行日と同日の令和4年2月20日としております。

経過措置ですが、改正後の手数料は、条例の施行の日以後に申請のあったものについて適用し、改正前に申請のあったものについては改正前の手数料を適用することとしております。

以上が、議案第102号弘前市手数料条例及び弘前市建築審査会条例の一部を改正する条例の内容でございます。十分なる御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 今条例改正において、市における認定申請件数、例年の認定件数がどのくらいあって、その手数料の収入が今まで——今までというか、去年、おととしとかはどのくら

いあって、それでこの条例改正によって、その金額、総収入が変化するのか、上がるのか・下がるのか。まず、その辺を端的に御説明ください。

○建設部理事（佐藤久男） まず、認定の件数でございますが、平成21年度から令和2年度までの12年間で、市で認定した件数が740件となっております。これを年平均にいたしますと62件となっております。

収入のほうですが、申し訳ありません、令和2年度の例で申し上げますけれども、この手数料の収入は46万円でした。これが、これまでと同じような形で申請が来ると、46万円が2倍の92万円ほどになると想定しております。よって、収入としては増額となるものです。

○6番（蛭名正樹委員） この手数料というのは、全体的、例えば、青森・八戸等の手数料と差異はないのか。その辺のところはどうなのですか。

○建設部理事（佐藤久男） この認定申請をやっているのは青森県、そして3市の4か所で認定事務を行っておりまして、申請に関わる手数料の額は同一となっております。

○6番（蛭名正樹委員） 最後に、登録住宅性能評価機関と説明資料にもありますけれども、具体的には、その機関というのはどういう機関なのですか、その性能評価をする機関というのは。

○建設部理事（佐藤久男） 住宅性能評価機関とは、住宅の性能の評価をするもので、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき評価するものです。もともとこの評価機関でやっている住宅評価制度というのが長期優良住宅に先行して始まりまして、その住宅性能評価の基準の一部を長期優良住宅の基準にも取り入れているということで、その住宅の性能を評価する機関でございます。

○委員長（野村太郎委員） どこにあるとか、具体的に。（「例えば」と呼ぶ者あり）

○建設部理事（佐藤久男）（続） 一般の、件数はちょっとはつきり把握していないのですが、青森県でいいますと建築住宅センター。あと全国各地にございます。

○16番（小田桐慶二委員） 全く、素人的な質疑になるかも分からないのですが、この手数料の新旧対照表を見て思ったのですが、一戸建ての場合は1万2000円となるということですね。この手数料が上がることによって、先ほどの答弁では収入が恐らく2倍の92万円となるだろうという答弁であったのですが、これは、例えば個人が住宅を、家を建てるとなったときに、この手数料の値上げ——値上げというか改正の影響というのはどういう影響が、そのまま跳ね返ってくるものなのでしょうか。

○建設部理事（佐藤久男） ただいまの御質疑に答弁いたします。

国からの制度の説明資料によりますと、市の審査項目が増えるということで今手数料を値上げする形になるのですが、その分、住宅性能評価機関のほうでも審査があるのですが、その審査時間が削減されるということで国から説明を受けております。このことから、住宅性能評価機関の手数料が下がることが想定されております。

現時点では、評価機関の手数料が示されてございませんので断定的なことは言えませんが、トータル的には市民の負担増になることはないものと思っております。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第103号 弘前市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） 次に、議案第103号弘前市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（天内隆範） それでは、提案趣旨説明をさせていただきます。議案第103号弘前市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る開発許可の基準として、特例的に開発を認める区域に土砂災害警戒区域を含まないことを追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

お手数ですが、配付しております資料1、新旧対照表、弘前市都市計画法施行条例の一部改正についてを御覧ください。

それでは、改正点につきまして御説明いたします。

第3条第1項第6号、第4条及び第5条中の「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「令第29条の9各号に掲げる区域」に改正するものであります。

今回の改正により、除外すべき災害リスクの高い土地の区域を、現行では「災害危険区域」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」としてありますが、これらに加えまして「浸水想定深が3メートル以上の浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」「浸水被害防止区域」を新たに追加するものであります。

次に、附則である施行期日であります。都市計画法の施行日と同日の令和4年4月1日から施行することといたします。また、施行期日前の申請に対する処理期間が施行期日以降になる場合は、改正前の基準を適用するよう経過措置を設けております。

以上が本条例案の概要でございます。何とぞ、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○16番（小田桐慶二委員） 資料説明がこれ1枚だけなので……（「なも分がねよ、これ」と呼ぶ者あり）ちょっとよく分かりません。今、部長の説明の中にあつた、現行の除外されるべき区域に、プラス今回の何項目かが入ったということですね。その資料を下さい、後でいいので……（「いや、今出せばいい」と呼ぶ者あり）今出せますか。そういうところが大事なのではないのか。これだけだと何も分かりません。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（野村太郎委員） お願いします。暫時休憩します。

【午前10時25分 休憩】

資料準備及び資料配付のため休憩したところである。

【午前10時29分 開議】

○委員長（野村太郎委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者のほうから答弁を求めます。（「これ、さっと説明すればいい」と呼ぶ者あり）

○都市計画課長（福士一之） 今回の条例改正については、調整区域で特例的に開発許可を認めている区域から除外するエリアが、法令改正によりまして明確化されたことによって条例改正しております。

現行では、先ほど配付しました、この資料の右手になるのですけれども、現行では令第8条第1項第2号ロからニということで、「ロ、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」、そして「ハ、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域」「ニ、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全する土地の区域」というふうに三つの区域を除外していたのですけれども、今回、施行令の改正によりまして、令第29条の9で1号から6号までが明確化しております。

現行では曖昧に、どういう場所ということが明記されていなかったのですけれども、今回の施行令の改正によりまして、1号から7号までの区域を除外することになっております。

それで、1号が災害危険区域。これは建築基準法によって、条例で、市のほうでは建築制限条例第3条で指定している区域なのですけれども、どういう場所かといいますと、急傾斜地の危険な場所です。2号が地すべり防止区域です。3号が急傾斜地崩壊危険区域。1号と、条例で定めている災害危険区域と3号については重複しております。4号は土砂災害警戒区域。これは特別警戒区域も含んでおります。特別警戒区域というのは、一般にレッドゾーン、レッドと言われている部分です。今回はイエロー、レッドではなくて、その次に危ない場所も明確化されております。5号で浸水被害防止区域。これは、青森県内ではないのですけれども、どういう場所かといいますと、少々お待ちください……水防法とは違いまして、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて県のほうで指定する区域になっております。ただ、先ほども申しましたように、県内では区域は指定されておられません。次、6号、浸水想定区域で3メートル以上。これについては、市のほうでハザードマップに載っているのですけれども、この区域は水防法によりまして、県、あるいは国が計算して、ハザードマップを作成して公表している区域です。3メートル以上というのは、垂直避難をして、大体3メートルというのが建物の2階の床面の高さなのですけれども、いわゆる垂直避難をしても助からないような浸水以上のところを除外しております。7号については、現行の施行令の第8条第1第2号の部分、そのままです。

簡単に言いますと、現行プラス1号から6号を追加するという中身になっております。

○都市整備部長（天内隆範） すみません、今もう少し分かりやすくということなので、どの辺という話で今ちょっと資料を追加でお配りしますので。（「小出しに出してくるね」と呼ぶ者あり）

○委員長（野村太郎委員） しばらくお待ちください。（「配っていいかどうか委員長の許可を求めなさいよ、しっかり」と呼ぶ者あり）

○都市整備部長（天内隆範） すみません、資料を追加提出したいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（野村太郎委員） はい、資料を配付いたさせますのでしばらくお待ちください。暫時休憩します。

【午前10時34分 休憩】

資料準備、資料配付及び資料内容説明のため休憩したところである。

【午前10時38分 開議】

○委員長（野村太郎委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第104号 弘前市水洗便所改造等貸付金及び報奨金条例を廃止する条例案

○委員長（野村太郎委員） 次に、議案第104号弘前市水洗便所改造等貸付金及び報奨金条例を廃止する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（坂田一幸） 議案第104号弘前市水洗便所改造等貸付金及び報奨金条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、同条例に基づく貸付金の償還に係る事務が終了したことから、同条例を廃止しようとするものであります。

資料に記載してございますが、廃止すべきとの判断に至った背景・状況について御説明いたします。

同条例は、くみ取便所等の公共下水道、農業集落排水施設への切替えを促すため、市税の滞納がないことなど一定の要件を満たした希望者に対し、工事資金の貸付けや自己資金で工事される場合に報奨金の支給等を行うという二本立ての内容でしたが、特に貸付金制度については、市が

貸付けを行う仕組みであったため、債権回収事務など市町村合併前には課題が多くなっておりました。

そのため、合併を機に、新たに弘前市水洗便所改造等工事資金融資あっせん制度要綱と弘前市水洗便所改造等報奨金等交付要綱を制定することで、従来のサービス内容を維持しつつ、工事資金融資については、市が貸付けするのではなく、金融機関へ融資のあっせんのみを行う形で現在も運用しております。

次に、廃止するに至った経緯・理由であります。

同条例は、平成18年2月27日の市町村合併に合わせて廃止を検討したものの、その時点で、既に実行されていた貸付金の残高が残っていたため、この残高の償還に係る手続の根拠とするため、暫定施行という形で新市に引き継がれ、現在に至るものであります。

しかし、同条例に基づく貸付金の新規貸付けは平成18年2月の合併時点で既に終了しており、現在は貸付残高もなく、やむを得ず未回収となった貸付金についても不納欠損処理済みとなっております。よって、同条例の役割は終えたものと判断し、これを廃止しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、交付の日をもって施行、条例廃止としようとするものであります。

ほかに資料として、今回の議案の写しと、廃止しようとしている条例をお配りしていますが、これらをもって新旧対照表に代えようとするものでありますので、御参照いただければと思います。

説明は以上であります。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 本条例を廃止する条例案ですけれども、この水洗化、あるいは下水道の普及率向上に果たした意義をどういうふうに認識しているのか。

それと、この融資貸付制度によって水洗化された件数とか、貸付金はどの程度になっているのか。過去の金額と件数を教えてください。

○上下水道部営業課長（柳田尚美） まず、水洗化の普及に果たした意義ということでございます。これは昭和48年から、ほぼ下水道事業が、いわゆる宅内の水洗化事業を始めるのと同時期から始まっておりまして、その経過をたどって弘前市の水洗化率というのは常に全国的に高い水準を維持してきたもので、現在でも97%を超えるような高い普及率、水洗化率ということになってございます。なので、その中で、一時期は数千件の処理開始がされて、一気に改装していただきたいというようなお願い、下水道法が処理開始後は3年以内に水洗化すべきこととしておりますので、それに応えられるように、市は市民の方々をお願いをし、そのときの助けとしてこの条例が機能してきたと。その結果で、そういった普及率、高い水洗化率が保たれてきたものだと思っております。

水洗化、現在……（「件数で」と呼ぶ者あり）件数で申し上げれば、令和2年度末の結果になりますけれども、処理開始戸数は5万9764戸で、水洗化した件数は5万4587戸ということで、水洗化率91.3%ということになっております。

○14番（松橋武史委員） 3のイについて、未回収の貸付金、これ何件——総額で結構でありますから、総額で。そしてまた、未回収の理由、返せなくなった理由について、もしあればお答えを願いたいと思います。

○上下水道部営業課長（柳田尚美） 未回収の分が、正確に何件、幾らということは実は把握でき

ておりません。昭和48年からという、継続しているというものでございますので、そこは御容赦いただければと思います。その上で、現在把握できているものというのは6件でございます。平成13年から平成30年までで6件ということで、その元金の総額は152万1000円、これに延滞利息がつきまして、それが27万8274円、これを合わせて179万9274円を不納欠損処理しております。

○14番（松橋武史委員） これ全国的な例を見ても、貸付けを受けて、返す際に一度も返さずという例もあるようでありまして、その6件について、悪質という表現が正しいのかどうか、そういった例があったのかどうかをお知らせ、確認をさせていただきたい。6件中、1円も、一度も返済せずのままにあるという、少し中身をお知らせ願いたいと思います。

○上下水道部営業課長（柳田尚美） 6件の中で、最初に貸付実行をされた金額がそのまま全額返済されなかったという例はこの中にはございませんが、45万円の融資が、貸付実行があつて35万2000円が返済されなかったとか、中には最後、6万円の元金が滞って終わった例とか、そういった例がございます。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第105号 弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） 最後に、議案第105号弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（坂田一幸） 議案第105号弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、新樋の口浄水場の建設に伴う水道事業変更の認可に伴い、給水人口及び1日最大給水量に係る規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

まず初めに、地方公営企業の設置につきましては、地方公営企業法第4条において、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないと規定されております。また、経営の基本におきましては、水道事業及び下水道事業における対象区域や対象人口などの事業規模に関する事項等を具体化している事業認可や事業計画に基づき定めるものであることとされていることから、事業認可及び事業計画の変更に基づき改正するも

のであります。

それでは、資料1の1、水道事業に関する条例改正説明資料を御覧ください。

1、改正経緯につきましては、新樋の口浄水場の建設において、従来の浄水処理工程に加えて、紫外線処理を新たに設置することから、水道法第10条に規定されている事業変更が必要となる浄水方法の変更に該当するため、令和3年3月5日に認可申請し、令和3年3月17日付で認可を受けたことから改正するものであります。

次に、2、浄水方法の変更につきましては、浄水処理工程の新旧対照表を御覧ください。左側が現在建設中であり新樋の口浄水場の処理工程、右側が既存の浄水場の処理工程になります。浄水処理工程の①粉末活性炭から③急速ろ過につきましてはこれまでと同様の浄水処理工程となりますが、新樋の口浄水場におきましては、耐塩索性生物のクリプトスポリジウム対策として、④紫外線処理を新たに導入するものであります。

次に、3、改正内容につきましては、計画目標年度を令和12年度までとした事業計画書により事業変更の認可を受けたことから、当該事業計画期間内で最大となる令和2年度の数値で給水人口及び1日最大給水量を規定するものであります。改正する数値でございますが、新旧対照表の赤字の部分が改正しようとするものであります。

資料1の2、下水道事業に関する条例改正説明資料を御覧ください。

1、改正経緯につきましては、公共下水道事業に関する一つ目が、弘前広域都市計画区域区分の見直しに伴い、市街化調整区域から市街化区域に変更となった区域を処理区域に追加する必要があったことから、下水道法第4条に基づく事業計画の変更協議を令和3年8月23日に申し出、令和3年8月31日付で変更協議が完了したことから改正するものであります。

二つ目が、令和2年4月に処理開始した百沢地区及び常盤野地区を処理区域に追加することから改正するものであります。

次に、農業集落排水事業につきましては、平成29年4月に処理開始した弥生地区を処理区域に追加することから改正するものであります。

次に、2、改正内容になりますが、公共下水道事業につきましては、事業計画において、計画目標年度とした令和7年度の数値で、処理区域面積、処理人口及び1日最大汚水量を規定するものであります。

農業集落排水事業につきましては、事業計画策定時の数値で、処理区域面積、処理人口及び1日最大汚水量を規定するものであります。

改正する数値でございますが、新旧対照表の赤字の部分が改正しようとするものであります。

資料2につきましては、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正部分に関する新旧対照表となっておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

資料3は、下水道事業の主な処理区域追加箇所の位置図となりますので、御参照くださるようお願いいたします。

最後に、条例改正の施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 本条例案の、条例の一部を改正する条例案が、今議会に改正案として上がったタイミングとしては適切であったのか。いわゆる、この水道事業に関しては、3月17日に認可を受けているわけですね。そうすれば6月議会、9月議会ですでできたと思います。それで、下水道のほうは確かに8月に変更協議が完了したと。9月議会では間に合わないのだから12月議会か

もしません。

それで、この許認可権を持っているのは、水道事業は厚労省だと思います。下水道は国交省、でないのだが……（「青森県です」と呼ぶ者あり）もし、そういうふうな総合的な条例だとしても、この水道事業の給水人口とか1日の最大給水量とか、変更認可を受けたら速やかに条例の内容を改正するべきだったのではないかなと私は思うのですよ。

その辺の検討はどういうふうになって、こういうふうなスケジュールになったのかお知らせください。

○上下水道部総務課長（田中知巳） ただいまの御質疑に答えます。

水道事業については、これまでの条文の見直しと、各項目の再確認をしましたので、その分時間を費やしました。それはこちらのほうで遅くなりました。

下水道については、先ほどの説明で8月でしたので、過去の区域の見直しと併せてやりましたので、時間を要したために今回の12月の提案となりました。

○6番（蛭名正樹委員） この給水人口とか給水量は相当重要な指標になるわけで。ですから、やっぱり認可を受けた段階で速やかに、議会は様々ありますけれども、早い時期にやっぱり適切に改正するべきものだと私は思いますので、その辺のところは十分、市長部局の条例改正のほうとも、改正する担当部門とも協議して、速やかにやるスケジュール感を持ってやっていただきたいと思います。

○16番（小田桐慶二委員） 先ほど部長の説明の中で説明があったかと思うのですが、ちょっとよく理解できなかった。水道事業の条例改正の新旧対照表のこの図がある中で、この紫外線処理の効果をもう1回教えてください。

○上下水道部総務課長（田中知巳） 先ほど部長のほうから説明がありましたとおり、クリプトスポリジウムという片仮名の病原虫がございまして、こちらのほうが現在の消毒というか、薬剤のほうの塩素系で処理して駆除する方法を取っています。

令和元年5月に、厚労省のほうから、このクリプトスポリジウムに対策方針というものが出されてきて、その中にこの紫外線処理が新たな設備として追加されましたので、今現在新しく造っている新樋の口浄水場のほうに設置して二重にこちらのほうの安全対策を講じるということで設置したものです。そのために今回、この処理工程の中に新しく処理施設が追加されますので、認可の変更を行ったというところがございます。

○16番（小田桐慶二委員） このクリプトスポリジウムという病原虫が発生すると、どういう影響が出てくるのでしょうか。

○上下水道部総務課長（田中知巳） 「クリプトスポリジウムとは」ということで、厚労省のホームページのほうから持ってきたものがございます。

人間や野生動物の消化器官へ寄生する原虫で、ふん便により体外に排出され、川や浅い井戸に流れ込んで、それを飲むことで感染するおそれがある病原性原虫です。また、薬剤耐性が強く、通常の塩素消毒では死滅・不活性化できないものとなっておりますということでホームページのほうに記載されてございました。

○委員長（野村太郎委員） 症状とかは。

○上下水道部総務課長（田中知巳）（続） ホームページのほうからなのですけれども、症状は、体内に入ると、下痢とかの症状が発生するというので掲載されてございました。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時03分 散会】